

論陣

副業希望者の増加と
所得税法第56条について

水戸支部 日下部 幸広

はじめに

総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」によれば、2002年から2017年にかけて雇用者全体に占める副業希望者の割合は5.1%から6.5%と増加傾向にある。そして近年の各種デバイス、クラウドサービス、プラットフォームの充実や動画配信サイト等の普及により誰でも労働時間に縛られずに副業を可能にするサービスが増加したため、副業希望者は今後ますます増加すると思われる。

かつては定年まで一つの会社で勤務し続けることが常識とされてきたが、既にこれが常識ではなくなっている。フリーランスを旨とする人、本業を維持しつつ副業も行い副業で得た知識をさらに本業に生かそうとする人など、労働形態はより多様化されていくと思われる。

本稿ではこのような近年の労働意識の変化に対し、雑所得の範囲で副業を行う給与所得者に係る所得税法第56条（以下「所法56条」）の問題点を考察する。

第1章 事業所得と雑所得の境界及び副業者の所得区分について

事業所得とは、所得税法上明確な規定はないものの過去の判示^①によれば、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得とされている。

一方、公的年金等以外の雑所得は、他のいづれにも該当しない所得とされていたが、令和2年度の所得税法の改正で、その他に「業務に係るもの」という区分が新たに設けられた。この「業務に係るもの」とは、副業に係る所得（原稿料やシェアリング・エコノミーに係る所得など）で、営利を目的とした継続的なものをいうとされ、令和4年分以後の所得税において、その所得に係る前々年の収入金額が300万円を超えると、現金、預貯金等の受け払いに際して作成された請求書、領収書その他のこれらに類する書類の保管が義務付けられ、1,000万円を超える場合には、確定申告書に収支内訳書等の添付が義務付けられることになった。副業に関しては、事業所得でなく雑所得で、仮に赤字となっても他の所得との損益通算ができないこととなる。

本稿では、たまにアフィリエイトブログを書いて副収入を得ようとする給与所得者等を想定している。このような場合は純粋な事業所得者と比べ、反復継続性や自己の計算・危険度が少ない。とりわけブログ等を書き始めた段階では事業的規模ではないことから、このような副業者はこの「業務に係るもの」とされる雑所得者に該当することとなる。

第2章 所得税法第56条の意義と代表的判例について

所法56条は事業所得等を有する個人が生計一親族等に対し対価を支払った場合に、その対価は支払った側においては必要経費にならず、受け取った側では収益にならないことを規定している。同法は、所得税の課税単位が個人単位主義であることを利用して、家内労働者を使役し対価を払うことで、世帯全体での所得税負担を恣意的に減額させようとする租税回避行為を封ずる効果もかねて設けられた制度である。

所法56条に関する多数の判例^②からすると、ある取引に対し、「対価の支払いが行われること」そして「その支払い相手が生計を一にする親族等であること」の要件さえ満たせば、たとえその対価に係る取引が業務上の独立性がある二者間の取引であっても形式的に同法の適用があることと判断されている。

第3章 副業者に対する所得税法第56条の適用の有無

副業者に対して所法56条が適用されるかを検討する場合、そもそも実務上は雑所得者が生計一親族に対価を支払う事例を見る機会は少ない。しかし、冒頭で述べたとおり、近年は副業を行う機

会が増加し、所法56条の存在を知らない納税者が税理士等の専門家に頼らず自分で申告納税をする場合も多くなっているため、将来的に見れば生計一親族同士で雑所得と事業所得等または共に雑所得同士でお互いに対価の支払いを行い、それぞれが収入および必要経費として申告を行うことや、雑所得者が生計一親族に地代や家賃を支払うという事例は増加するものと考えられる。

ここで、生計一親族のそれぞれが雑所得者と事業所得者等である場合の適用関係をみると、事業所得者側から雑所得者へ対価が支払われる場合は所法56条が適用されるが、雑所得者側から事業所得者等へ対価が支払われた場合に所法56条を適用することは難しいと思われる。これは同法が適用される所得を事業所得・山林所得・不動産所得に限定しているためである。これまでは、雑所得者が生計一親族である事業所得者等へ支払う対価について、反復継続したものでなく、取引額も大きなものではなかったことから、所法56条の適用までは考えられなかったと思われる。しかし、副業が一般化して、さらに収入も多額になることが想定される。生計一親族間で雑所得者側から対価を支払う場合と事業所得者側から対価を支払う場合で課税関係が異なる可能性があることは、所法56条が個人単位課税の特例としての家族単位課税を目的として創設された背景からみても違和感が残る。

第4章 副業者と所得税法第56条の問題点

第3章の適用関係を踏まえて条文の文言通りに解釈すると、副業者は所法56条の適用がないことになるが、赤字の事業所得者に対して必要経費として対価を払うことが認められることとなる。また、雑所得者から支払われた必要経費の対価は事業所得者の所得となり、事業所得者側から支払われた必要経費の対価は所法56条の適用を受けて事業所得者の所得となることとなる。これらの取引単価がさほど大きくなければ、税額に与える影響は限定的であると考えられ、重要性の原則の観点からも問題にならない。しかし、副業者数が増加した場合には、その影響は大きくなるため、新たな対応が求められる。

所法56条の適用は、事業所得・山林所得・不動産所得を生ずべき事業に限定されているが、制定当初、その他の所得と同様の問題が発生することは想定されていなかったのではないと思われる。副業が社会的にも認められ、その課税に関する対応が必要となってきたことを考えれば、所法56条の在り方そのものも検討が必要になってくると思われる。独立した事業者間の取引についての課税のあり方について検討する必要がある。

終わりに

近年では各種サービスの充実化により容易に副業を行うことが可能になった。同一生計親族の内に複数の副業者がいることもまれではなくなっている。今後、副業者がさらに増加して、自ら申告納税を行う場合、同一生計親族間で行われる取引について、最も問題になるのは「恣意性」である。恣意性が排除できれば、独立した事業者間の取引については所法56条の対象外にすることも視野に入れるべきではないかと思う。

社会は多様化し、現時点では想定されない取引形態が、今後新たに生まれる可能性もある。どのような社会になっても、新たな取引形態が生まれたとしても、公平で公正な税制は不可欠である。本稿では副業者と所法56条の適用関係について検討した。

① 昭和56年4月24日判決（最高裁判所第二小法廷昭和52年（行ツ）第12号）（等）

② 代表的な事件として宮岡事件（最高裁判所第三小法廷平成17年7月5日判決（平成16年（行ツ）第248号）などがある。

<参考文献>

- ・金子宏『租税法（第23版）』弘文堂、2019年
- ・占部裕典『租税法における文理解釈と限界』慈学社、2013年